

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

大垣駅北側の大型店舗の立地により、大垣駅北側への集客は増加の傾向にあり、中心市街地へのアクセス性の向上を図る必要がある。公共交通機関による来街に対しては、ＪＲ、養老鉄道、樽見鉄道の3社の鉄道路線がアクセスしているほか、路線バスの運行により、利便性が一定確保されている。

また、駐車場についても、市営駐車場をはじめ、民間のコインパーキングが多数整備されており、中心市街地全体に整備されている状況である。

さらに自転車においても、前計画において、駅周辺に市営自転車駐車を設置し、収容台数が4,747台と中心市街地における走行環境を整備してきた。

(2) 事業の必要性

これらの現状を踏まえ、本市では、「公共交通機関の利便性の増進」を図るために、次の事業を基本計画に位置付ける。

路線バスの利便性向上

すいすいサイクル事業

(3) フォローアップの考え方

毎年度、基本計画に位置付けた事業の進捗状況の調査を行い、着実な推進を図る。

また、中心市街地活性化状況や目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の推進等の改善措置を講じるものとする。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 路線バスの利便性向上 【内容】 路線バスの増便を行う。 【実施時期】 令和2年度～	大垣市、名阪近鉄バス	【位置付け】 路線バスを増便し、大垣駅から中心市街地におけるアクセスや中心市街地での回遊性、利便性を向上する事業として位置付けられる。 【必要性】 路線バスによる中心市街地の利便性が向上し、にぎわい創出を目標とする中心市街地活性化に資する事業である。		
【事業名】 すいすいサイクル事業 【内容】 レンタサイクルの貸出しを行う。 【実施時期】 平成16年度～	大垣観光協会	【位置付け】 新規ステーション設置やレンタルサイクル台数を増やすことで、市民の買い物や観光客の回遊促進を図る事業として位置付けられる。 【必要性】 自転車による中心市街地の利便性が向上し、にぎわい創出を目標とする中心市街地活性化に資する事業である。		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

【大垣市中心市街地活性化基本計画掲載事業箇所図】

